



市 からの 連絡 帳

税・年金

市税・国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 5月7日(土)・8日(日)午前9時～午後4時

場 ●市税…納税課(田無庁舎4階)
●国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階)

※窓口は田無庁舎のみ

内 市税・国民健康保険料(税)の納付・相談、納付書の再発行など

◆納税課 ☎ (☎042-460-9832)

◆保険年金課 ☎ (☎042-460-9824)

市税納付を口座振替に～夜間・休日 期間限定窓口を開設～

金融機関のキャッシュカードを利用して、市役所窓口で口座振替の申込ができるページー口座振替受付サービスを開始しました。

固定資産税・都市計画税と軽自動車税の平成28年度納税通知書発送に伴い、ページー口座振替登録のため、夜間と休日に期間限定窓口を開設します。この機会に大変便利な口座振替登録をしませんか。今回のご登録で平成28年度1期からの口座振替に間に合います。

対 市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料

□利用可能な金融機関
●銀行…みずほ・三菱東京UFJ・三井住友・りそな・東京都民・ゆうちょ
●信用金庫…東京三協・西京・西武・東京・多摩
●その他…中央労働金庫

時 ●平日夜間(水曜日を除く)…5月9日(月)～17日(火)午後8時^{まで}

●休日…5月14日(土)・15日(日)午前9時～午後3時

場 納税課(田無庁舎4階)

持 キャッシュカード(暗証番号)・申請者の本人確認書類

※生体認証ICカードなど、一部取り扱いできないカードあり

◆納税課 ☎ (☎042-460-9831)

平成28年度の納期

今年度の市・都民税、固定資産税・都市計画税などの納期は、下表のとおりです。納税には便利な左記口座振替をご利用ください。

納期限を過ぎると延滞金の加算や、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。納期内の納税にご協力ください。お困りの事情がある方はご相談ください。

当初納税通知書でコンビニやページー、クレジットカードによる納付が可能です。詳細は、下記へお問い合わせください。

1期	5月	固定資産税・都市計画税 軽自動車税
	6月	市・都民税(普通徴収)
2期	7月	固定資産税・都市計画税
	8月	市・都民税(普通徴収)
3期	10月	市・都民税(普通徴収)
	12月	固定資産税・都市計画税
4期	1月	市・都民税(普通徴収)
	2月	固定資産税・都市計画税

※納期限日は各納期月の末日(12月は25日)
※納期限日が土・日曜日、祝日など金融機関休業日の場合は、翌営業日に繰り延べ
※口座振替の申込は、振替開始希望日の50日前までに下記へ

◆納税課 ☎ (☎042-460-9831)

市町村窓口での都税受付が終了します

東京都都税条例第5条の廃止により、市町村窓口での都税の受付は平成28年度で終了します。平成29年4月以降、都税の納付は最寄りの郵便局・金融機関・コンビニなどをご利用ください。

□市町村窓口で受付できる都税と期間

- 自動車税…5月31日^{まで}
- 個人事業税…第1期：8月31日^{まで}
第2期：11月30日^{まで}
- 不動産取得税…平成29年3月31日^{まで}
(納税通知書記載の納期限^{まで})

問 東京都徴収指導課 (☎03-5321-1111・内線28-506)

◆納税課 ☎ (☎042-460-9831)

市税の納付でお困りの方へ

西東京市市税条例の改正に伴い、市税における猶予制度の内容が変更されました。納期限までの市税の納付が難しいとき

は、申請により1年以内に限り、財産の差し押さえや換価が猶予されるなどの対応が可能となる場合があります。

申請する方の状況に応じて提出書類などが異なりますので、事前に下記へご相談ください。

◆納税課 ☎ (☎042-460-9832)

平成28年度(6月支払い分)の年金額

平成28年度の年金額は、平成27年度から据え置きになります。

実際に振り込まれる年金額は、6月上旬に日本年金機構から送付される年金額改定通知書(はがき)でご確認ください。※被用者年金一元化法により端数処理が変更になったため、月額で数円の増減が生じる月があります。

※年金額は賃金や物価水準の変動により決定されています。

問 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411 ※自動音声)

◆保険年金課 ☎ (☎042-460-9825)

福祉

中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、早期の補聴器装用により言語の習得や生活能力・コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 次の全てに該当する方

- 市内に住所がある18歳未満
- 聴力が身体障害者手帳交付の対象とならない
- 両耳の平均聴力レベルがおおむね30dB以上で、補聴器の装用により言語の習得など一定の効果が期待できると医師に判断された

□助成額 補聴器の購入費用と助成基準額(1台13万7,000円、耐用年数5年)のうち少ない額の9割(生活保護世帯・住民税非課税世帯は10割)

※修理に掛かる経費は助成対象外

申 購入前に、申請書に医師意見書・見積書を添付して下記へ

※詳細は、下記へお問い合わせください。

◆障害福祉課 ☎ (☎042-438-4034)

くらし

保存樹等補助制度の見直しに伴う変更

□保存樹等補助制度 市内の豊かなみどりの保全と維持のため、指定を受けた所有者の方に補助金を交付する制度

□主な改正点 保存樹などの指定基準、補助制度、補助金の申請手続き
※詳細は、市 ☎ または下記へお問い合わせください。

◆みどり公園課 ☎ (☎042-438-4045)

わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題への指導・助言などの無料相談を、毎月両庁舎で交互に行っています。

時 5月14日(土)午前9時30分～午後0時30分 ※1人40分程度

場 田無庁舎1階

対 市内にある地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅
※原則、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前の建築

定 8人(申込順)

申 5月11日(火)までに電話で下記へ

□相談員 住みよい町をつくる会

◆都市計画課 ☎ (☎042-438-4051)

選挙

参議院議員選挙 期日前投票・不在者投票・郵便等投票制度など

投票日当日に投票できない方は期日前投票・不在者投票をご利用ください。

□期日前投票

時 公(告)示日の翌日～投票日の前日 午前8時30分～午後8時

場 保谷庁舎別棟・田無庁舎2階
※選挙人名簿に登録されていれば、入場整理券が届いていなくても投票できます(宣誓書兼請求書の記入が必要)。

□不在者投票・郵便等投票など

市外滞在中および指定施設に入院中などの方の不在者投票、障害など一定要件に該当する方の郵便等投票の制度もあります(いずれも事前手続きが必要)。

◆選挙管理委員会事務局 ☎ (☎042-438-4090)

児童育成手当・児童育成手当(障害)の新規申請を ～6月が年度更新月です～

現在、手当を受給していない方で支給要件に当てはまる方は、新規申請手続きが必要です。所得・扶養人数などに変更があり、新年度から該当すると思われる方は、5月中旬に申請してください。手当の支給は申請の翌月からです。所得が一定額以上の場合、手当は支給されません(表1参照)。

◆子育て支援課 ☎ (☎042-460-9840)

◆児童育成手当

対 父・母が婚姻を解消または同様の状態などにある、18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している方
※受給者が事実婚状態にある場合などは対象外。詳細は、お問い合わせください。

□支給金額 月額1万3,500円

□所得制限 表1参照

□必要書類 表2参照(後日提出可)

◆児童育成手当(障害)

対 愛の手帳1～3度、身体障害者手帳1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を養育している方

□支給金額 月額1万5,500円

□所得制限 表1参照

□必要書類 表2参照(後日提出可)

表1 平成28年度所得制限額表(平成27年中の所得額)

扶養人数	児童育成手当・児童育成手当(障害)
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円

以降1人増すごとに38万円加算

表2 申請に必要なもの

必要なもの	児童育成手当	児童育成手当(障害)
認め印	○	○
戸籍謄本(申請者および児童のもの)	○	-
28年度課税証明書(平成28年1月2日以降に転入の方)	○	○
申請者名義の預金口座の分かるもの	○	○
身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方)	-	○
その他(調査書類など)	○	-